

○「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議部会」の検討状況について

(仮称) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の論点整理

第3回までの論点を踏まえ、条例に反映すべき内容を整理

<目的と基本理念>

●目的

- ・ 認知症の人にやさしいまちの実現
- ・ これまで努めてきた市民福祉の理念を踏まえつつも、神戸市独自の新たな試みを活かしたまちづくり
- ・ 市、事業者、市民の責務と役割の明確化

●基本理念

- ・ 一人ひとりが尊厳の対象・主体であり、認知症になってもその人の意思が尊重され、安全かつ安心して暮らし続けていきたいと思えるまちを目指す。
- ・ 認知症の人及びその家族への支援を推進。
- ・ 誰もが認知症になりえることを踏まえる。
- ・ 認知症の人に寄り添いながら、市民一人一人が自分の問題として考え、社会全体で支える意識を醸成する。
- ・ 地域の力を豊かにすることによって、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来るまちをつくる。

<責務と役割>

●市の責務

- ・ 認知症が正しく理解され、認知症の人や家族への支援に、市民や事業者等が積極的に協力するまちをつくる。
- ・ 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことが出来るまちは、すべての人が自分らしく暮らしやすいまちであるとの認識にたち、地域の力を高める取り組みなど、まちづくりに関する施策を推進

- ・研究開発による先駆的な取り組みや、認知症の人が安心して暮らせるような市独自の取り組みを推進
- ・医療・介護関係者と市は連携しながら、認知症の人の支援及び体制の整備を推進
- ・認知症の人が安心して生活が送れるように、本人の判断能力に配慮し、財産や権利を保護・擁護する施策を推進

●事業者の役割

- ・事業者は、**認知症に関する理解を深める。**
- ・従業員が認知症になった場合、また従業員が認知症の人の介護家族となった場合に、就労継続を支援
- ・従業員が、認知症の人を積極的に支援できるよう啓発を推進

●市民の役割

- ・**認知症に関する理解を深め**、市等が実施する認知症施策に協力
- ・地域社会でその一員として、人を思いやり、絆を深め、近隣や地域でのとりくみに努める

<まちづくりの方向性>

●予防・早期介入

- ・WHO神戸センター・大学・研究機関が取り組む認知症の早期発見・早期介入に関する共同研究への連携・協力と研究成果の施策への反映
- ・企業との連携による認知症治療薬の開発支援
- ・神戸医療産業都市で行われている認知症研究など、最新の知見の市民への発信

●事故の予防と救済

- ・認知症の人が起こした事故等に関する救済制度の創設
- ・高齢運転者による交通事故防止に向け、高齢者の自主的な運転免許の返納を推進
- ・運転免許返納後の移動手段の確保など、生活を支える施策の実施

●地域での治療・介護の場

- ・認知症の人が容態に応じて適切かつ**継続的な医療介護サービスを受けられるよう**、**医療機関、介護事業所等関係機関との連携**など、必要な環境整備
- ・相談体制についてはあんしんすこやかセンター単位で推進することとし、**早期診断・早期対応**については区単位での取り組みを推進

- ・ 認知症の人を支援する医療・介護にかかる人材の確保及び資質を向上するため支援体制を充実

●地域の力を豊かに

- ・ 認知症の人とその家族が地域住民や支援を行う人と交流できる環境を整備
- ・ 認知症の人が社会との繋がりを感じ、役割・生きがいをもてるよう、社会参加の場を提供
- ・ 地域での認知症高齢者への声かけ訓練を促進し、意識を醸成
- ・ 行方不明者の早期発見のための取組みなど、認知症の人を見守る支援体制を強化
- ・ 市民、事業者に対し、**認知症への理解を深める啓発**を行い、地域での認知症の人の見守りを推進
- ・ 児童及び生徒に対し、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する**教育を推進**
- ・ 認知症の人の生活支援ができるよう、地域において専門職も含め、市民・事業者による連携を促進

認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議のまとめ

1. 条例制定の趣旨

高齢化が急速に進む中、今後一層の認知症高齢者の増加が見込まれ、誰もが認知症になりえる認識を持つことが求められる。

G7保健大臣会合（2016年9月）の「神戸宣言」を踏まえながら、市独自の認知症対策の新たな試みや医療産業都市の推進との連携などによって、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができる「認知症の人にやさしいまちづくり」を推進していくため、神戸市の施策の方向性を条例という形で強く打ち出す。

2. 条例制定の検討にいたる経緯

H27. 1	国が「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定
H28. 9	G7神戸保健大臣会合の「神戸宣言」で、認知症高齢者等に優しいコミュニティの研究などを奨励
	神戸市として、認知症対策の新たな試み（認知症の予防・早期介入プログラムの構築、事故救済制度の検討など）を行うことを表明
H29. 1	市長が条例制定に向けた検討を行うことを表明
H29. 3	認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議の開催を決定。
H29. 5	第1回 認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議
H29. 6	第2回 認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議
H29. 7	第1回 事故救済制度に関する専門部会
H29. 9	第3回 認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議
	第1回 認知症初期集中支援事業運営関連部会
	第2回 事故救済制度に関する専門部会

3. 有識者会議のまとめ

(1) 第1回

- ① (仮称) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の骨子
事務局より本有識者会議で、条例制定を検討する旨を説明し、事務局が作成している骨子(案)を提示した。
- ② 神戸市の認知症施策の現状
事務局より、神戸市が現在取り組んでいる認知症施策について、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)との比較と合わせて説明した。
- ③ 認知症の人が起こした事故に関する救済制度の検討
神戸市独自の救済制度をより専門的見地から検討するため専門部会の開催を決定。

(主な委員発言要旨)

- ・ 認知症の人たちにとって住みやすい・フレンドリーな環境づくりをという意味ではないか。
- ・ 認知症になる可能性は誰にでもあり、地域で見守っていくというのは当然のことである。地域のコミュニティを高めることではないか。高齢者の見守りのあり方、地域コミュニティ施策の基本指針に基づいた地域活動とリンクすればいい。
- ・ 高齢者もちよっと怪我をしたからといってサービスを入れるのではなく、頑張れるだけ頑張つて、それでも出来ないのであれば入れるという方がいいのではないか。
- ・ 家族だけで悩みを抱えていた方がおられたが、相談に乗っていく中で地域に声をかけて助けを求めるようになり、その後はデイサービスに通うようになった。このことから、家族が安心して助けを求めることができる地域ではないか。
- ・ 運転免許がなくなっても助けてくれる人が存在し、買い物に行ける、入院や治療が受けられる、施設の利用を拒否されない、ということではないか。
- ・ 障害者教育等により少しずつ障害者の理解が進んできたように、認知症の理解者が増えることで、認知症の人が温かく見守られる地域になる。このためには、小学生のころから、認知症の理解を促す教育を継続して行うことなどが有効である。
- ・ 政策の企画・立案、条例制定の中に当事者の要望・意向・希望を聞くというシステムがあればいい。

(2) 第2回

- ① 「認知症の人にやさしいまち」について
事務局が前回の有識者会議を踏まえて整理した「認知症の人にやさしいまち」の考え方や概念を提示した。
- ② 認知症初期集中支援事業等
長田区医師会久次米会長より長田区における認知症初期集中支援事業について、その後事務局より市内の事業実績等について説明した。
- ③ 認知症の人にやさしいまちづくりー理念と活動の国内外の動向ー
前田認知症対策監より、Dementia Friendly Community (DFC) の理念、国内外の動向等について説明があった。
- ④ 改正道路交通法と認知症
兵庫県警察本部より高齢者の運転免許の自主返納について説明があった。
- ⑤ 認知症初期集中支援事業運営関連部会の設置
認知症の早期介入や認知症初期集中支援事業の運営・評価等を検討する専門部会を設置した。

(主な委員発言要旨)

- ・ 認知症になっても当たり前の生活ができるためには、神戸市の福祉の総合計画でもそうだが、自由、平等、社会参画、社会的包摂がキーワードになる。ただし、自分で判断が難しくなった場合にこれらの義務や権利がどうなるのかが、フレンドリーの中身であり、この中身を決めていくのだと思う。
- ・ 社会参加、社会包摂、人権尊重が、認知症の人が安全・安心に暮らせるまちづくりのコンセプトと考えている。
- ・ 認知症とは、進行するほど能力が低下してしまう病気。病気がなかったら過ごしていたであろう生活に限りなく近い生活ができることを可能にしてくれるまちが「やさしいまち」
- ・ コミュニティが認知症という病気を理解し、偏見を持つことなく受け入れられることが大切。
- ・ 不幸にして起きた事故を適切に解決しなければ認知症の方の生活を制限する方向に走る危険があることから、事故の対応は認知症の方が暮らしやすい、住みやすい環境づくりという一番大事なところを結果的に支える重要な制度であると思う。法律に漏れているところを条例でカバーするという発想がよいのではないか。
- ・ 認知症の方がどういうことで困っているかを挙げてもらい、それをどう具体的に対応していくかということが条例に繋がればと思う。
- ・ 認知症になれば、以前のままだに生活していくことは難しいが、認知症になっても今のまちで暮らしていきたい、今のまちで死にたい、と思えるようなまちを「やさしいまち」というのでは。
- ・ 患者や家族に対するケアとサポートを考えていくことも重要。老老介護と、若年性認知症の方の介護とでは必要とする支援が異なる。
- ・ 認知症の人があたりまえにコミュニティに受け入れられる、こういったことを「やさしいまち」というのでは。こういったコミュニティとなるために、医療、介護など多様なアプローチがあ

り、そのひとつとして法律がある、という形にすれば、全体の位置づけも整うのでは。

- ・ 認知症の事例はその人その人でパターンが異なり種類が多く分類は難しい。
- ・ 認知症の人にやさしいまちづくりは神戸市の様々の方にメッセージを発しないと成し得ないと思う。
- ・ 広く認知症とはどういうものなのかという理解が深まらないことにはやさしくすることは実現できないのではないか。一般市民全体に対する教育の機会が必要。
- ・ 認知症初期集中の事業を支える人材の育成も急務とされており、病気のことだけでなく、地域のこと、事例ごとの背景等を理解する必要がある。
- ・ 神戸市では都市部と郊外では生活環境が違うため、どうするかという問題がある。
- ・ 市民の自由を認めるというのがフレンドリー。免許取消は規制することでフレンドリーと相反するが一方で安全を守る意味もある。

(3) 第3回

- ① 「ご本人の声」
若年性認知症ご本人、若年性認知症支援者、認知症初期集中チームが関わっている認知症高齢者ご本人より生活状況や生活における困りごと等の話を伺った。
- ② 介護している家族が困っていること
河西委員より認知症の人を介護している家族の困りごと等の説明があった。
- ③ 「在宅高齢者実態調査」結果抜粋
事務局より、介護者が困っていること等の実態調査結果報告を行った。
- ④ 本人と家族の声を踏まえた「認知症の人にやさしいまち」
認知症にやさしいまちの論点整理を説明した
- ⑤ 「認知症高齢者への声掛け訓練」の取り組み
垂水区桃山台あんしんすこやかセンターの認知症地域支援推進員より認知症高齢者への声掛け訓練の取り組みについて説明があった。
- ⑥ WHO神戸センター等の共同研究記者発表資料の案内等
事務局よりWHO神戸センターと神戸大学の認知症の早期発見・早期介入をめざす「神戸モデル」構築にむけた共同研究の本格開始に関する資料を紹介した。

(主な委員等発言要旨)

- ・特に若年認知症の方が働く意欲があってもなかなか働けないというのは大きな問題だと思う。
- ・認知症は進行状態によって能力の低下が大きく変わり、若年性認知症の場合は特に進行が早いケースが多い。働く意欲がある方については、受け入れられる施策があっても良いのではないか。
- ・日本語の「やさしい」という言葉は、その人を「庇護する」「保護する」「擁護する」というニュアンスがある。記憶を中心とした認知機能が低下することで、社会生活を営む上での機能が喪失してきて、その部分をどうカバーするのか、進行を遅らせる、あるいは残っているその人らしい部分をどう守るのがポイント。その人たちが持っている人間としての尊厳や、残されている機能を看過してしまうことになり、ミスリードされかねない。
- ・認知症の方を守るだけでなく認知症の方あるいは家族の方を十分理解し、尊厳をもちながらどういったサポート体制ができるか、それに対する人材育成をどのように進めていくかの視点をに入れていただきたい。
- ・認知症の方への対応は1対1が基本で、多対一となることはパニックを招きかねない。こういったことも含めて伝えていき、すべての方々に意識を芽生えさせるということで、「認知症の人にやさしい」ということが自然にできるようになるのでは。また、顔のみえる関係を作ることによってコミュニティが育つのでは。

- ・世界保健総会で“Global Action Plan on the Public Health Response to Dementia”という、認知症に対して全世界の意識を高め、グローバルにアクションプランをつくって対策すべきだということは採決され、まさに今、世界的な課題になっている。その中でも日本の「新オレンジプラン」等々を参考にして、アクションプランが採択されたので、Dementia-friendly community はその一つの大きな議題である。厚労省も「認知症にやさしい地域づくり」と翻訳して使って、全国にそれを展開していくということを手がけている。WHOも一緒になってこの問題に取り組んでいきたいと思っている。
- ・Dementia-friendly community の中身のアクションプランを実現可能なものにするのを助ける側面も必要かと思う。国際的な視野から取り上げて、それをサポートするのを神戸的に展開していく、グローバルスタンダードの神戸版という視点で条例を考えるのも一つだと思う。

4. 「認知症の人にやさしいまち」とは

※第3回までの有識者会議でのご意見等をもとに論点を整理。

- 「認知症の人にやさしいまち」とは、一人ひとりが尊厳の対象・主体であり、認知症になってもその人の意思が尊重され、安全かつ安心して暮らし続けていきたいと思えるまち。
- 「認知症の人にやさしいまち」とは、認知症の人だけでなく、その家族への対応も含む。
- 認知症になる可能性は誰にでもあり、自分の問題として考え、社会全体で支える意識を醸成していく。
- 地域の力を豊かにするために必要な行政支援を検討する。
- 認知症の正しい理解を深める啓発・教育を進め、地域において市民や事業者等の能動的な支援が行えるよう対応していく。
- かかりつけ医やあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等、認知症の疑いを早期に把握し相談を受ける立場にある機関は、さらなる早期診断・早期対応の役割が期待されており、また、継続的な治療と介護が地域で受けられるように、関係機関が連携し取組みを積極的に推進する。このためにも、これら認知症の人を支える人材の育成が重要。

※ここでいう認知症とは、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（介護保険法第5条の2に規定）に加えて、広い意味ではその前段階も含む。

今後のスケジュール等

29年11月18日（土） 第5回認知症の人にやさしいまちづくりに関する
有識者会議

※（仮称）認知症の人にやさしいまちづくり条例案について議論

29年12月～ （仮称）認知症の人にやさしいまちづくり条例案の
パブリックコメント

30年2月 平成30年第1回定例会市会に（仮称）認知症の人に
やさしいまちづくり条例案を上程

30年4月 （仮称）認知症の人にやさしいまちづくり条例施行